（改　正　後）	（改　正　前）
定期貯金規定（会員）	**定期貯金規定（会員）**
１．～２．（省略）	１．～２．（省略）
３．（利　息） （１）この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の３年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。 ①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 Ａ　現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 Ｂ　貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。 ②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。	３．（利　息） （１）この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
（２）この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。	（２）この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
（３）第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①および②の算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうちいずれか低い利率によって計算し、この貯金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①　次の預入期間に応じた算式により計算した利率 ａ　６か月未満　解約日における普通貯金の利率 ｂ　６か月以上１年未満　約定利率×５０％ ｃ　１年以上２年未満　約定利率×６０％ ｄ　２年以上３年未満　約定利率×７０％ ②　約定利率－$\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。	（３）第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。 ①　６か月未満　解約日における普通貯金の利率 ③　６か月以上１年未満　約定利率×５０％
（４）この貯金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。	（４）この貯金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。
（以下、省略）	（以下、省略）
（２０２６年４月１日現在）	（２０２２年４月１日現在）